居宅介護支援	訪問介護	通所介護
0		

ID.0046

月途中で生活保護単独から生活保護併用になる場合、利用票・提供票はどのように作成すればよいか。

メニューギ	2				
大分類	利用者一覧	中分類	利用票・提供票	小分類	_
Q					

月途中に生活保護単独から生活保護併用になる場合、利用票・提供票はどのように作成すればよいか。

A

- ① [利用者一覧] [利用者情報] [介護保険]で変更後の認定情報を登録します。
- ② 負担者番号、受給者番号も変更になる場合、[利用者一覧] [利用者情報] [公費] で変更前の負担者番号の有効期間終了日を変更日の前日に変更し、登録します。
 - ※負担者番号、受給者番号に変更がない場合、手順②、③は不要です。
- ③ 十新規作成ボタンをクリックし、変更後の負担者番号、受給者番号の情報を登録します。
- ④ [利用票・提供票] 画面でサービス提供年月、作成年月日を設定します。
- ⑤ 認定情報には、月初の生活保護単独の情報が表示されます。
- ⑥ 生活保護単独分について、サービス追加ボタンからサービス内容を設定します。



居宅介護支援	訪問介護	通所介護
0		

- ⑦ 認定切替ボタンをクリックします。
- ⑧ 表示された [認定切替] 画面で変更後の認定情報を選択します。
- ⑨ 「変更後の設定」欄に表示された認定情報を確認し、設定ボタンをクリックします。



- ⑩ 変更後(生活保護併用)の被保険者番号のタブが表示されます。
- ① 作成年月日を設定します。
- 12 サービス追加ボタンでサービス内容を設定します。
- ③ 登録ボタンをクリックします。



補足

変更後の認定情報を [介護保険] 画面に登録する前に利用票・提供票を作成した場合、前半分のサービス提供日を修正し、登録後、認定切替ボタンで認定情報を切り替えます。

その後、追加された変更後のタブで、作成年月日、サービス内容を設定します。